

令和4年11月30日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「東京家庭裁判所における改正少年法の施行・運用状況について」

東京家庭裁判所委員会委員・会員 芹澤 眞澄 (43期)

1 裁判所からの説明

- (1) 「令和3年改正少年法の立法経緯と概要」, 「令和3年改正少年法施行後の事件動向について」, 「改正少年法施行後の運用状況について」というテーマでご説明がありました。
- (2) 「令和3年改正少年法の立法経緯と概要」の中では, ①家裁への全件送致・保護処分優先主義の維持, ②原則検送の対象事件の拡大, ③保護処分についての特則, ④刑事事件の特例の不適用, ⑤推知報道の禁止の解除, を柱として説明がありました。さらに審理運営上の留意点として「特定少年の親等の立場」について, 民法上成年となった特定少年には「保護者」は存在しないが, 特定少年の親等は要保護性に関する情報源, 立ち直りの社会的資源であるから, 調査・審判は従前と異なる運用としている, とのことでした。この点は(3)の中でも言及され, 東京家裁が特定少年の親等の手続への関与を重視している姿勢が感じられました。
- (3) 「特定少年に対する社会調査」として, 少年, 父母, 関係者等との面接や関係機関等からの情報収集, 非行の要因やメカニズムの分析, 再非行防止のための教育的な働きかけなどを行っており, 社会調査の目的, 調査官の役割は特定少年と17歳以下の少年で方法等に大きな違いはない, とのことでした。「特定少年の親の位置づけ」については, 調査・審判への出頭義務はないが可能な限り親の出席を求めており, 大部分は調査・審判に協力的であるが, 出頭義務がないため非協力的な場合は対応に苦慮しているとのことでした。また, 「特定少年に対する教育的措置」については, 現場の印象として, 内面はまだ未熟で一般に成人として期待される自覚や責任感は不十分であり相応の教育的な働きかけが必要と考えていること, 家裁で実施しているプログラムを特定少年にも実施し17歳以下の少年とほぼ同様に効果ができていること, 特定少年の親も協力義務はないにもかかわらず積極的に参加していることが報告されました。新たな教育的措置のニーズとして, ①クレジットカードの作成, 携帯電話の契約等の法的契約に伴う新たな犯罪やトラブルへの関与の可能性を踏まえた

対応, ②特定少年の親への働きかけの在り方が提示されました。

2 意見交換

「特定少年に関する学校での指導」に関して, 保護者の同席を求めることが難しい場合がある, 指導の内容は教師の中にも認識の違いがある, もう成年だからと割り切る親や教師もいるように思う, 保護処分優先主義の考え方にとっても関心をもっている, 多様なニーズがある中で学校の在り方が問われていると感じるとの趣旨の発言がありました。また, 「推知報道禁止の解除」に関連して, 別の庁の事案で逆送されて起訴という段階で実名報道を原則としつつも可塑性に富む少年の更生等との関係で検討を要するケースがあった, 検討要素として家裁がどのような社会調査を実施し決定をしたのが重要であるにとらえている, 調査の中身を充実させその結果を決定の中に可能な範囲で反映してほしいとの趣旨の発言がありました。さらに少年鑑別所等の矯正施設から社会生活に戻る女性の場合には当該女性に関する情報共有や相談部門との連携がなされることが望ましいとの発言がありました。特定少年の親等について東京家裁本庁では従前と変わらず手続に関与させている点に共感するが, 関与については各裁判官の判断によるので, 将来的に調査の対象としない, 審判に在廷させないようなこととならないように希望するとの発言もありました。

- 3 今回は, 法曹関係者以外の委員が活発に発言され, その内容は大変勉強になりました。

そして, 当日の発言の中に, 特定少年をもっと大人として扱ったほうが良いという趣旨のものはなかったという印象をもちました。

- 4 次回の家庭裁判所委員会は, 2023年6月21日に開催予定で, テーマは「面会交流について」です。

地方裁判所委員会, 家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら, 下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先: 司法調査課 TEL 03-3581-2207